

福岡県大牟田児童相談所長 様

福岡県大牟田児童相談所の第三者評価
報告書

(令和6年度1月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡県大牟田児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	8
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	10
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	12
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	15
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	17
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	18
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	19
アンケート結果	
こどもアンケート結果.....	23
関係機関アンケート結果.....	45

総評

(2024年9月3日(火)～4日(水) 実地調査実施分)

総評

<優れている点>

- ・職員は自分の担当以外のケースの概要についても把握しており、所内の風通しがよく、必要なときには、惜しみなく協力し合っている様子がうかがえました。職員が安心して周囲に相談でき、会議でも意見を言いやすい心理的安全性が担保されている様子がみられます。職員全体がチーム対応の重要性を理解し、努力されていることが感じられました。
- ・職員が増加していく中で、里親・施設課の設置、文書管理体制の見直し、会議の提出票の工夫など、組織として相談援助活動を適切に行うための組織、体制作りに尽力されています。
- ・「里親委託チェックリスト」の活用によって、現場としても公的保護方向を決めたすべてのケースに里親委託の可能性を確認するなど里親委託推進への具体的な取り組みを行うことができています。
- ・児童相談所(以下、「児相」と)と市で共通して使用する「緊急度アセスメントシート」と「こどもの安全確認チェックリスト」が導入され、対応の不一致や温度差をなくす取り組みが行われています。
- ・施設措置中のケース移管の受け入れでは、非常に丁寧な取り組みがなされていました。施設措置中の子どものケース移管については、国のルールがない中で、子どもの権利擁護を重視した特に優れた取り組みと評価します。

<重点的な取り組みが求められる点>

- ・法定数を満たしていない児童心理司の配置については、早急な改善が必要です。
- ・県全体として、計画的に子どものソーシャルワークの経験のある職員を児童福祉司スーパーバイザーとして育成し適切に配置するための取り組み、児童心理司スーパーバイザーの養成が望まれます。
- ・児童福祉審議会への意見聴取制度は、元々、児相における援助決定の客観性の確保と専門性の向上を図るために規定されたもので、外部の専門家が児相をバックアップすることが期待されています。また、令和4年の改正法により導入された「児童の意見聴取等の仕組みの整備」により、子どもの権利擁護機関としての役割も重視されています。しかし、職員アンケートでは、児童福祉審議会の活用についての意識は低調でした。新たな仕組みで、職員の中に十分浸透していないことも考えられますが、児童福祉審議会について理解を深め、積極的に活用することが望まれます。
- ・「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」では、一時保護、在宅指導措置、施設入所、里親等委託等決定・停止・解除・変更・期間の更新のほか、自立支援計画の策定・見直しにおいても、原則として児相職員が子どもの意見聴取を実施することとされています。しかし、施設や里親に措置中の子どもとの面会は、原則1年に1回となっていることから、訪問・面会の機会を増やして、しっかりと子どもの状況把握や意見聴取をするとともに、施設や里親の意見も聞いて、援助方針見直しの要否を判断する必要があると考えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・権利ノートの読み上げ、一時保護所におけるアドボケイトの実施など、子どもの権利擁護のための仕組みが一定活用されている点は良いところですが、子ども基本法の制定や児童福祉法の改正を踏まえ、今後はさらに職員が、子どもが権利主体であるという意識のもとで、そうした仕組みを十分に活用して、一層子どもの意見聴取・意見の尊重、自立支援計画への子どもの参加への取り組みがなされることが期待されます。 ・今後もケースの増加、組織の再編、職員育成の必要性を考えると、手順や様式等の可視化について主体的・積極的な取り組みを期待します。
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・親へのケースワークが効果的に行われているためか 28 条ケースが少ないように感じられました。今後は、子どもの意見を踏まえた子どもの最善の利益の視点からの方針検討をさらに意識していただくことを期待します。 ・全体で行う会議は受理会議が中心で、判定会議は個別実施されているということでした。今回出席した援助方針会議では判定会議での決定が共有されていましたが、全体での検討を行う要素が少なく感じられました。判定会議での方針決定によって所としての方針決定が機動的になされているものと思われませんが、援助方針会議は子どもの支援方針を検討するための大事な会議であるので、多角的、重層的に判断するためにも、ある程度はケースを抽出し、全体で共有・検討することも必要だと思います。児童相談所運営指針等を参考に、会議の機能が十分に発揮できるような仕組みについて再検討することが望まれます。
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・法定数以上の児童心理司の配置、子ども家庭ソーシャルワークの経験を有するスーパーバイザーの確保・育成及び児童心理司スーパーバイザーについて、組織として取り組みをお願いします。 ・督促を含む徴収金事務については、児相の相談担当者として保護者の状況等を踏まえた対応となるよう留意する必要があると思われます。 ・庁舎の改築にあたっては、ニーズに対応した組織体制や規模、及び相談、一時保護機能の充実強化等、よりよい組織体制が実現できるような取り組みを期待します。 ・児童福祉審議会は毎月の開催等、体制を強化していますが、国が想定する形では活用されていないところもあり、現場での理解を深めるような取り組みを期待します。 ・子どもの権利擁護の観点からは、精神科病院への一時保護委託は最小限の期間とする取り組みが望まれます。福岡児相や宗像児相の第三者評価で指摘されている、児童福祉施設への委託とともに、精神科病院に一時保護委託したケースの調査分析によって、重症化の予防や不適応行動への対応方法の研究等について、県としても検討していただきたいと思います。

<p style="text-align: center;">国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託中や施設入所措置中に保護者が転居した場合、児童相談所運営指針には「こどもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を所管する児相等と十分協議し、事例を管轄する児相を決定する。」とされているが、実態は施設の空きがない、原則移管しないこととなっている（各地方ブロック内で移管しない申し合わせをしている）等の理由により、移管ができない状況にあります。しかし、保護者との交流を行うためには、保護者と子どもの物理的距離が近い方が一義的には望ましいと考えられるため、国においては、このような場合の移管ルールを明確にし、親子関係再構築に資するルールを設けるべきと考えます。 ・休日夜間対応では、個々のデータもモバイルパソコンから確認できるようになり、便利になった面もありますが、新たな業務負担でもあります。休日夜間の対応体制を確保するための仕組みの導入を検討すべきと考えます。
--------------------------------------	--

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p><優れている点></p> <ul style="list-style-type: none">・一時保護時や施設入所時、里親委託時に、担当の児童福祉司が権利ノートを読み上げる等の方法で、子どもたちに対し権利の説明を行い、周知を心掛けておられることが確認できました。・援助方針を決めるにあたり、子どもの意向を聴取し、それを受理会議(援助方針会議)の資料に明記して共有する取り組みが行われていること、また、子どもの希望通りにならなかった場合に、子どもに対し、なぜ児相がそのように判断したかを説明していることが確認されました。職員体制が必ずしも十分とは言えない中で、子どもの気持ちに寄り添う努力をされている点は評価できると考えます。・一時保護所にアドボケイトの仕組みを取り入れて、子どもたちから意見表明があった場合の対応について具体的な手順を定めていること、また、子どもたちの面接希望の有無にかかわらず、アドボケーターが来所して子どもたちと関わったり、子どもがアドボケイトのリクエストを他児にわからないように提出方法を工夫している点など、気持ちや意見を発しやすい環境づくりに取り組んでおられることは良いと考えます。・法改正に伴い、児童への「確認項目」、「説明項目」を列記し、「聴き取った内容」を記録する様式が整備され、子どもの意見聴取が定着するように仕組みが構築されている点は高く評価できると考えます。・今年度より、県に子ども部会が設置され、子ども自身が意見を申し立てるための仕組みが整備された点は高く評価できると考えます。 <p><課題・今後の取組に対する提言></p> <ul style="list-style-type: none">・施設入所児と里親委託児で異なる権利ノートを作成している点は工夫が窺えます。しかし、内容はいずれも今後の生活に関する説明が多く、子ども自身が様々な権利を持っていることを理解できる内容になっているかはやや疑問です。また、子どもにとって「権利」と言う概念は抽象的であり、とりわけそれまで権利を侵害されてきた子どもたちにとって、一度説明を聴いてすぐに理解・納得できるものではありません。さらに、業務に忙殺される大人にとっても、子どもが権利主体であることを常時認識することは容易なことではありません。様々な場面で、権利ノートを見ながら、繰り返し子どもと一緒に確認する作業が必要です。権利ノートは改訂作業に着手されているので、こうした視点を積極的に取り入れていただきたいと考えます。・なお、一時保護所の権利ノートに4つの権利の記載がありました。これは、ユニセフの分類によるものと思われるのですが、現在ユニセフでは、4つの権利という分類をなくし、4つの原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に関する権利、子どもの意見の尊重）という表記に統一していますので、参考までに申し上げておきます。

・親へのケースワークが効果的に行われているためか 28 条ケースが少ないように感じられました。今後は、子どもの意見を踏まえた子どもの最善の利益の視点からの方針検討をさらに意識していただくことを期待します。

・大牟田児相では、現時点において、子どもや保護者の意向と児相の措置が一致しない場合、児童福祉審議会の意見聴取は行われていませんが、児童相談所運営指針には、そのような場合、児童福祉審議会の意見を聴取しなければならないと明記されています。これは、多角的な視点から方針の妥当性を検討するとともに、判断の客観性を担保する上で必要な手続きですので、方針決定にあたり協力弁護士等の助言を得ていたとしても不可欠と考えます。なお、子どもの意見申立については、子ども部会が設置されていますので、今後はその仕組みが一層周知・活用されることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	B
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p><優れている点></p> <ul style="list-style-type: none">・児相の職員の人材育成・養成は、全国の自治体が抱える重要な課題です。福岡県全体としての取り組みや、大牟田児相の実践は着実に進められています。例として、職員研修は本庁が中心となって外部の有識者を加えた研修委員会を設置し、アウトソーシングにより研修を効率的かつ体系的に実施されています。ただ、研修のニーズは常に変化するため、子ども理解、親理解、子ども虐待の構造理解を深め、現場に即したスキルが習得できるように演習と講義のバランスを考慮した、さらに効果的な内容が期待されます。・職員体制については、中堅・ベテラン層の職員に限られている中で、これまでの経験を活かした職員配置が行われ、経験の浅い職員に対するサポートもメンターを配置するなどして充実しており、安定した運営がなされています。また、福岡県内でも比較的小規模な児相という環境を活かし、所内全体が一体となってチームで業務に取り組む姿勢が見られます。このことが、職員の退職率の低さにもつながっていると考えられます。 <p><課題、今後の取組みに関する提案></p> <ul style="list-style-type: none">・法定数を満たしていない児童心理司の配置については、早急な改善が必要です。・経験のある児童福祉司スーパーバイザーの配置が限られています。児童福祉司スーパーバイザーは、児童福祉司としておおむね5年以上勤務したものと規定されています。現状の実態に即して、係を超えて互いに補完し合いながら対応するなど、所内では最大限の努力がみられますが、十分とは言えません。今後、県全体として、ソーシャルワークの経験のある職員を計画的に児童福祉司スーパーバイザーとして育成し適切に配置されるようにご検討ください。また、児童心理司の増員が行われていますので、児童心理司スーパーバイザーの養成も継続して望まれます。・相談部門の管理職が総務部門の管理職を兼務していることは、小規模な行政組織として効率的な面もありますが、異なる事務を並行して行うことへの負担もあります。それ以上に、管理職の事務と兼務して相談ケースのスーパーバイズをすることは、組織判断を遅らせる可能性も考えられます。総務部門の管理職を専任で配置するなど体制強化に向けた対応が必要です。・夜間・休日対応については、一部アウトソーシングを取り入れ、職員の負担軽減が進められていますが、ケース対応はスーパーバイザー以上の少人数で行っていることへの負担は少なくありません。どこの自治体でも共通の課題ですが、福岡県においても協議を継続し、より働きやすい環境整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。・記録の管理については、ケースが適切に保管され、記録内容も正確に記載されています。ケース記録は法的

対応に備えたり、次の担当者が経過や対応を理解しやすくするために重要です。細かなことですが、重要な決定事項などについては、用紙の色を変えるなどの工夫があるとさらに分かりやすくなるでしょう。データベース化の推進はまだ途上にありますが、業務の省力化を進めるために課題を整理し、改善を図られることを期待します。

・ケース対応が2つの課に分かれたことで情報共有のしにくさが意識されていますが、取扱件数増加への対応や職員育成の充実は、今後も避けられないことと考えます。これに対応するためには、業務量の増加は伴うと思いますが、情報共有の視覚化などによって連携を確実にする取り組みの導入などを検討してはいかがでしょうか。また、ケースの理解について、部署が異なることによって差が生じることは避けられませんが、それを乗り越えて両者が協働できる仕組みづくりを行うことが、全体としての専門性向上につながると思い、提案させていただきます。

・督促を含めた費用徴収事務については、事務担当者が相談担当者と連携しながら行っていますが、必ずしも相談担当者と保護者等の援助関係に影響がないとは言えないため、自治体として対応の在り方を検討する必要があると思われます。

・庁舎の改築が決定しているという強みを活かし、ニーズに対応した組織体制や規模、及び相談、一時保護機能の充実強化等、よりよい組織体制が実現できるような取り組みを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p><優れている点></p> <ul style="list-style-type: none">・児童虐待通告については、相談第一課の初期対応係 2 名が原則対応する役割になっていますが、即時の対応をするために、課をまたぎ、所全体で受理、緊急受理会議の開催、48 時間以内の安全確認を徹底して行っています。・援助方針会議(受理会議)の一覧表には、意見聴取、同意、48 時間の安全確認を記載する項目があり、提出したケースの進捗状況が一目でわかるようになっており、通告受理後の進捗状況を確認しやすい工夫がされています。上記の提出表には、受理以外にも一時保護児童や今後の保護予定、虐待進行管理ケースの格付など、その日に検討するケースを一覧にし、その内容が分かりやすく記載された表になっていることから、所内全体で現在支援中のケースの概要を共有できるものになっています。また、所内システムを利用して、会議資料がペーパーレスとなっていることも評価できます。・保護者や子どもとの面接では、対立的な構造であっても相手の話を聴く姿勢を持ち、粘り強く対応することで関係づけができていくケースがいくつもあり、ソーシャルワークの基本である信頼関係の構築ができていたことが確認できました。職員は忙しい業務の中でも一時保護をしている子どもには毎日会いに行き、話をするという、基本ではあるが、大事な取り組みを日々実践しており、業務に誠実に取り組んでいることが感じられました。・施設措置中のケース移管の受け入れでは、移管前に相手方に出むき子どもと面接するなど、丁寧な取り組みがなされています。子どもにとって良い方向になるよう、相手方も十分協議を重ねるなどの対応が行われていました。施設措置中の子どものケース移管については、国のルールがない中で子どもの権利擁護を重視した特に優れた取り組みと評価します。・児童福祉司ごとの個別の進行管理様式があり、継続支援のレベルを所内共有し、適切なケース進行を促すための仕組みが構築されています。 <p><課題、今後の取組みに関する提案></p> <ul style="list-style-type: none">・虐待通告受理票は作成されない場合もあり、会議経過も経過記録への記載のみとなっていました。そのためケースの支援経過が分かりにくく、担当者変更の場合などはリスクも引継ぎにくくなることも想定されることから、会議経過がケースファイルやシステムなどで分かるような工夫が必要だと考えます。・リスクアセスメントについては、受理時には実施されていますが、その後実施している記録が残っていません。支援方針の決定や変更をする場合はアセスメントをし直すことで共有することもできるので、重症度評価・在宅支援の適否のツール等のアセスメントの指標の活用や、実施のタイミングを定めることなど検討していただきたい

と考えます。

- ・アセスメントはソーシャルワークにおいて重要な要素ですが、職員アンケートでの自己評価は高くありませんでした。アセスメントに関して職員がどのような課題を感じているのかを話し合い、適切なアセスメントの方法について組織的に検討されることを期待します。
- ・今回の調査では、指導や措置を行っているケースの支援について、支援の目標、期間、頻度、方法等の計画が明確には確認できませんでした。ケースワークの中で一定程度は計画的な支援に取り組まれていると思われませんが、可視化していくことで、担当以外の職員や市町村を含む他機関とも重要なこととして共有されるので、支援計画について一層の取り組みを期待します。
- ・特にリスクの高いケースへの対応は適切な手続きで行われていると考えますが、特定妊婦等の地域での支援が重要なケースについては、市町村の後方支援と必要時の児相介入について市町村との共通理解を元に協働されることを期待します。
- ・育成相談として受理しても背景に虐待が見受けられる事案では、保護者のニーズがなくなっても継続的な支援を要することがあり、要対協等関係機関でも虐待の共通認識が必要となります。児童相談所運営指針(p21)にもあるように子どもへの適切な支援のためにも、児相内で相談種別を虐待とするなど、配慮が必要と思われる。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	B
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	B
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	S
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	S

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

<優れている点>

・子どもの施設入所や里親委託措置、及び措置変更にあたり、事前に施設や里親と情報共有するとともに、子どもが里親と交流し、施設を見学する等の機会を設けるなどして、子ども及び施設・里親の負担軽減に努めている点は良いと考えます。

<課題・今後の取組に関する提案>

・施設や里親において、児相の介入・調整が必要な場面では、職員が適時に対応されており、アンケート上もこの点に関する施設・里親の評価は高くなっています。一方で、平時の措置中の子どもとの面会は原則1年に1回限りで、中には担当の児童福祉司の名前を知らないという子どもも散見されます。必ずしも十分とは言えない職員体制の中で苦慮されている面があるとは思いますが、訪問・面会の機会を増やして、しっかりと子どもの状況把握や意見聴取をするとともに、施設や里親の意見も聞いて援助方針見直しの要否を判断する必要があると考えます。また、この際には権利ノートの有無や内容の確認も行うことで、より子どもの権利意識が醸成されることが期待されます。

・現状、自立支援計画の策定は、もっぱら施設・里親に委ねられている様子が窺えます。この点、児童相談所運営指針では、自立支援計画の見直しは、「施設訪問等の面会等により3～4か月に1回程度」行うとされ、国の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」では、一時保護、在宅指導措置、施設入所、里親等委託等決定・停止・解除・変更・期間の更新のほか、自立支援計画の策定・見直しにおいても、原則として児相職員が子どもの意見聴取を実施することとされています。これを実現し、子どもの自立支援計画への参加を促進するためにも、措置中の子どもへの面接機会を増やして意見表明支援を行うことが求められます。そのためには進行管理計画を作成し、施設や子どもと共有できるような仕組みをご検討ください。また、措置解除は子どもの生活に大きな変化をもたらすことから、その準備には特に丁寧な関わりを期待します。

・保護者に対しては、児相からの指導により、概ね協力が得られているものと推察されますが、面会通信制限や接近禁止命令があまり意識されていないように見受けられました。子どもにとって必要な場合に適切に制限がかけられるよう、また適切に解除の判断ができるよう、指導としての制限と児童虐待防止法に基づく制限（行政処分）の区別も含めて理解を深め、適切な対応を選択されると良いと思います。

・久留米市内には、児童精神科病院が2施設あり、令和6年7月8日現在、令和5年以降のこれら病院への一時保護委託件数は延べ9件（但し再委託を含めた件数は14件）となっています。また、その委託期間は、1件あたり86日、最短で33日、最長で129日となっています。治療が必要な子どもにとって、児童精神科病院という社会資源があることは大変望ましいことだと思いますが、子どもの権利擁護の観点からは、精神科病院への一時保護は最小限の期間とする取り組みが望まれます。福岡児相や宗像児相の第三者評価で指摘されている、児童心理治療施設等への委託を検討いただきたいと思います。なお、(児童)精神科病院への一時保護委託は、

他県と比較して多い印象があります。精神科病院に一時保護委託したケースの調査分析によって、地域での不適応行動の予防可能性を模索することや、福祉施設での不適応行動への対応方法の研究など、中長期的な対策の検討も必要と思われます。

・措置や指導等の終結にあたっては、地域の関係機関との連携が在宅生活を円滑に進めるうえでのポイントになると考えますが、関係機関のアンケートでは、「児相の対応の詳細まで市では把握できていない」との意見もあることから、今後はより具体的な情報の共有や協議にご配慮ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	B
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	B
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p><優れている点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「里親委託チェックリスト」があり、公的保護方向を決めたときにリストにチェックしており、里親委託ができるかどうか、全てのケースに確認ができています。また、リストには親族里親の検討についても記載があり、担当者が里親委託について意識を持つことができる良い有効的なツールだと思います。 ・里親委託のチェックリストを定期的に本庁に提出するなど、里親委託推進への具体的な取り組みが行われており、自治体として里親委託推進に取り組んでいます。 ・特別養子縁組については親権者等に対して同意に向けた取り組みを丁寧に行っており、また児相長申立ても積極的に行っています。管内に養子縁組希望者がいない場合も、管外の希望者を探すなどして、子どもの最善の利益を追求する姿勢がみられます。 ・フォスタリング業務を民間施設に委託していますが、児相と連携して里親世帯への支援ができています。 ・福岡県で里親制度や子どもに与える里親養育の良い影響について、保護者説明用リーフレットを作成しています。保護者に伝えたい内容が分かりやすくまとめられており、評価できます。 <p><課題、今後の取組みに関する提案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親に委託している子どもとの面会は概ね年1回ということでしたが、自立支援計画作成、見直しのための面接や権利ノートを使った面接など、児相の面接は最低でも年2回は必要になりますので、基本的な面接回数を増やすことについて検討が望まれます。 	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- －子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p><優れている点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に保護者の立場に寄り添って熱心に支援されている様子が伺えました。 ・県内全体で取り組まれている「親子の絆再生事業」では、施設とも連携した取り組みが行われています。 <p><課題、今後の取組みに関する提案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族支援は児童福祉において大変重要ですが、親支援を行う際にも、親が子どものどんな利益を優先すればよいかを意識したアセスメントを基に支援プランを作成されることが望まれます。 ・児相の援助方針等について、保護者の理解や同意を得る努力をされていると思われませんが、さらに、保護者への説明では、子どもの権利擁護に焦点を当てたアプローチを採り入れていくことを提案します。児相の判断の妥当性についての客観的意見を児童福祉審議会に求める手段があることについて、保護者に説明することもご検討ください。 ・28条審判の確定直後に親子の面会交流を検討するケースでは、受け入れ体制の調査段階でのアセスメントにやや弱さを感じるものがありました。子どもの安心安全をより明確な基準としたアセスメントを行った上で支援プランを構築するよう意識することで、子どもの権利擁護の視点がより明確になると考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	B
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p><優れている点></p> <ul style="list-style-type: none">・大牟田児相が管轄する市は、比較的小規模な 3 市に限られています。児相と市で共通して使用する「緊急度アセスメントシート」と「こどもの安全確認チェックリスト」が導入され、対応の不一致や温度差をなくす取り組みが行われています。また、「情報提供書」と「援助要請書」は、判断に迷う市町村が課題を可視化しやすいツールとなっています。これらは、子ども虐待の対応を検討する際の共通理解の前提となる重要な要素です。また、導入に際しては合同研修も実施されており、顔の見える関係構築にも役立っていると考えられます。・児童虐待での警察との情報共有ケースについて、受理会議で全体共有することは、職員が他機関との連携を意識しやすい取り組みと評価できます。・市町村から児相への情報提供や援助要請におけるツールの作成などには、本庁もその作成に協力するなど市町村支援の役割を担っています。・受付から一連の対応・支援経過においては、児童福祉司による丁寧なソーシャルワークが行われているほか、市の実務者会議に定期的に参加するなどの方法で、児相と市は連携が取れていると見受けられました。 <p><課題、今後の取組みに関する提案></p> <ul style="list-style-type: none">・児相が丁寧なソーシャルワークを実施しているにも関わらず、市のアンケート結果には、「情報の共有が不十分」や「市への説明が十分とは言えない」との指摘が散見されます。さらに、「市は把握していない」という記述もあり、市の担当者に対応方針が適切に伝わらず児相の動きが見えにくいように感じました。この課題を解決するためには、市との調整業務を専任で担当する市町村支援児童福祉司の配置が期待されますが、まずは児相の方針決定や実態を市が理解するために、児相の援助方針会議などに市の担当者が参加することで実際のケース対応に触れる機会を設けることも一つの案と考えます。・措置解除後等の在宅支援については、「絆再生事業」に該当しないケースにおいて、児相が管理するケースのランク付けをして支援を行っていますが、その中での市との連携や役割分担等が必ずしも十分ではないように思われます。虐待ケースは児相の職責であるとして市は関与しない、という認識が市の側にあるのかも知れませんが、情報共有や連携について、児相としての組織的な取り組みが求められると考えます。・第Ⅳ部に記載のとおり、措置や指導等の終結による地域への移行では、地域の関係機関との連携が重要ですが、関係機関からは、児相からの情報共有が少ないとの指摘もあるので、地域へのより積極的なアプローチにご配慮ください。

・児相の職員としても、市の責務や役割について理解する努力が求められます。令和6年4月より、妊娠期から途切れのない支援を提供するために、3市が「こども家庭センター」を設置しています。市が有する子育て支援の資源を子どもと親の支援のため有効に活用できるよう、児相と市を中心とした関係機関が協働できる支援ネットワークの構築が望まれます。具体的には、個別ケースの支援目標を共有し、調査を共同で実施することや同行訪問を通しケースを協働で進めることで、市職員との連携を円滑にし、市職員のソーシャルワークのスキル向上にもつながることが考えられます。今後とも、さらに市との信頼関係を深め、子どもと親への途切れのない支援を進められることを期待します。

・児童相談所運営指針第3章第8節2には、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない事例に、「子ども若しくはその保護者の意向が児相の措置と一致しないとき」と記載されています（児童福祉法施行令第32条第1項の規定）。したがって、法28条の家庭裁判所へ申立てする事例については、児童福祉審議会への意見聴取対象として最も基本的な事例です。大牟田児相では、常勤弁護士等の意見を聴きながら方針決定をされていますが、さらに、多職種の専門家の意見を聴取し客観性を担保する必要があります。所内全体で、今一度、児童福祉審議会の機能と役割について共通理解をもち、運営指針に照らし合わせて活用されるようご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	C